土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」の指定

1. 区域指定の概要	
指定する区域(地番)	東灘区本山北町 4 丁目 447 番、448 番、449 番、450 番、451 番、452 番、
指定の区分	478 番、480 番、481 番、482 番、490 番の各一部 □ 要措置区域
717.0 2 1273	■ 形質変更時要届出区域
指定の区分の理由	健康被害を生じるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第 11 条第 1 項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定
指定年月日	令和3年10月27日
特定有害物質の種類	六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
2. 土壌汚染状況調査結果の概要	
調査の契機	土壤汚染対策法
	□第3条 □第4条第2項 □ 第14条 ■その他(第3条8項)
試料採取等対象物質	地歴調査により土壌汚染のおそれがあると認められた、クロロエチレン、四塩化炭
	素、 $1,2$ -ジクロロエタン、 $1,1$ -ジクロロエチレン $1,2$ -ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、
	1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、第2種特定有害物質全9物質、PCB
土地の地歴調査結果	・大学敷地として利用。
	・試験、研究により様々な薬剤が使用されており、特定有害物質が含まれ
	ていた。
土壌の測定結果	・六価クロム化合物 溶出量最大 0.13 mg/L (指定基準値 0.05 mg/L)
	・水銀及びその化合物 溶出量最大値 0.0012mg/L (指定基準値 0.0005mg/L)
	・鉛及びその化合物 溶出量最大値 0.018mg/L (指定基準値 0.01mg/L)
	含有量最大値 1,000mg/kg(指定基準値 150mg/kg)
	・砒素及びその化合物 溶出量最大値 0.094mg/L (指定基準値 0.01mg/L)
	・ふっ素及びその化合物 溶出量最大値 2.5mg/L (指定基準値 0.8mg/L)
基準超過が確認され た土地の面積	4,154.9m2
土壌汚染の原因	事業活動によるものと思われる。
3. 周辺環境への影響	
地下水飲用	□ 健康影響のおそれがある(理由:周辺に地下水飲用井戸がある)
	■ 健康影響のおそれはない(理由:周辺に地下水飲用井戸がない)
土壌の直接摂取	□ 健康影響のおそれがある(理由:土壌を直接摂取するおそれがある)
	■ 健康影響のおそれはない(理由: 塀等で囲まれており一般の人が立ち入
	る土地ではない。)
 4. 今後の対応	1

土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないよう土壌汚染対策法に基づき適正 に措置するよう指導する

位置図



指定区域図

